



人と企業のトータルブレーン

令和 2 年 11 月 9 日 第 118 号

株式会社 マックブレーン
MAC 税理士法人
MAC 社 労 士 事 務 所
TEL 06-6359-8812
FAX 06-6359-8799
HP http://mac-8812.co.jp
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

日本政策金融公庫(特別利子補給制度)について

新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けられている方へ
公庫より「特別利子補給制度」の申請受付が開始
されています。

※ 特別貸付の要件

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

上記要件に該当する方は公庫より8月下旬以降
順次郵送にて資料が届きますので忘れずに
手続きして下さい。

尚、手続きの不明な方は田中又は下記へお問い合わせ下さい。

※ 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子
補給制度事務局

[電話番号] 0570-060515

[受付時間] 平日・休日 9時00分～17時00分